

復 興 整 備 計 画
（第3回変更）

大船渡市・岩手県

平成25年3月26日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）		
大船渡市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）		
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）		
① 被災住居を低地から高台へ集団移転することにより、想定される最大級の津波（レベル2：数百年から千年に1回の確率で発生する津波）及び高潮から人命や財産を守る。 ② 地域の地形特性を踏まえるほか、高齢化や人口減少等も見据えながら、コンパクトな集落づくりを進める。 ③ 移転跡地（移転促進区域）は、災害危険区域に指定し、地域住民参加のもとに、水産業や農業の再生等地域振興につながる活用策と計画的な秩序ある利用開発を検討する。		
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）		
(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 災害に強い地域づくりを推進するため、被災住居を高台に移転集約する。これに伴い、移転跡地（移転促進区域）は、災害危険区域に指定し、住宅の建設を禁止するとともに、地区・地域の特性を考慮したうえで、水産関連産業の集積や農地の復旧、商業・業務系用途等地域振興につながるよう有効に活用する。 なお、地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されているが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する。		
(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照） ①門之浜地区(A地区)：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、宅地等の嵩上げによる防潮・防災機能の付加、山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。 ②小細浦地区(B地区)：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保や道路網の整備により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等津波被害の大きかった沿岸部は、漁業・水産系を中心とした土地利用を図る。 ③田浜地区(C地区)：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保や道路網の整備により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。 ④崎浜地区(D地区)：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、防災機能を付加した道路整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系、緑地及び商業・業務系を中心とした土地利用を図る。 ⑤泊地区(E地区)、 <u>浦浜地区(F地区)</u> ： 浸水区域内の住居、 <u>教育施設等</u> の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、防災機能を付加した道路整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。		
(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）		
4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		

(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業	A 地区	事業の名称：門之浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	B 地区	事業の名称：小細浦地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	C 地区	事業の名称：田浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	D 地区	事業の名称：崎浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	E 地区	事業の名称：泊地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	<u>F 地区</u>	事業の名称： <u>越喜来小学校・越喜来こども園改築事業</u> 実施主体：大船渡市 実施区域： <u>別添の復興整備事業総括図のとおり</u> 実施予定期間： <u>平成24年度～平成27年度</u>
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業		

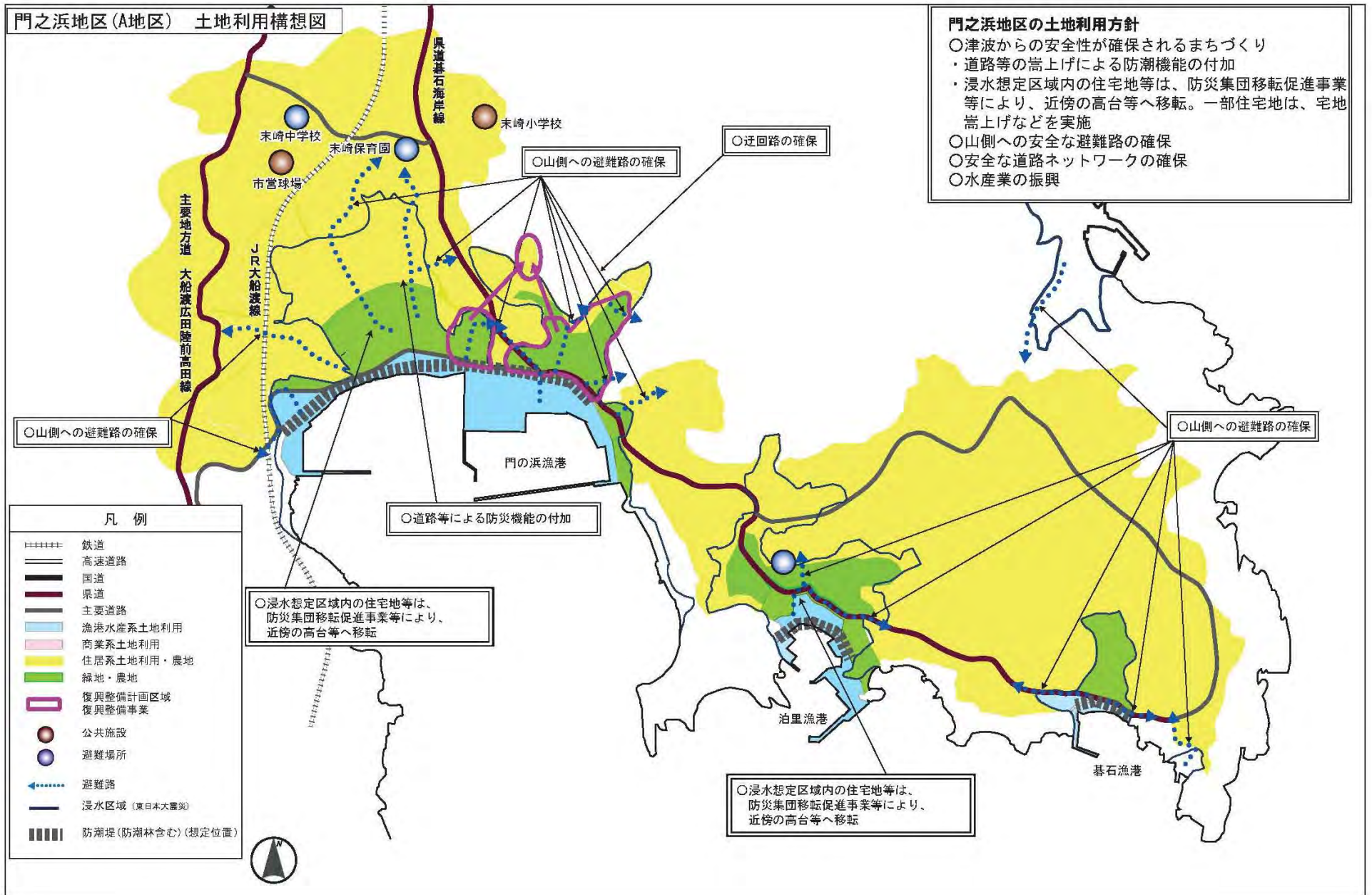
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）
平成24年度～平成32年度
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	集団移転促進事業	C地区	保安林	解除		0.1890	
2	都市施設の整備に関する事業	F地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更		4 (3.67) 3.67	
3							

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4－② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第４９条及び第５０条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 （大臣許可）	都市計画法			農地法 （知事許可）	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第４条第１項 ・第５条第１ 項の農地転用 許可	第29条第 １項・第 ２項の開 発許可	第43条第 １項の建 築許可	第59条第 １項から 第４項ま での都市 計画事業 の認可等	第４条第１項 ・第５条第１ 項の農地転用 許可	第15条の ２の開発 許可	第10条の ２第１項 の開発許可	第34条第 １項・第 ２項の許可	第20条第 ３項の許可・第33 条第１項 の届出	法第39条 第１項の 許可	第37条第 １項の許可等
1	集団移転促進 事業	E地区					○						
2	集団移転促進 事業	C地区					○						
3													
4													

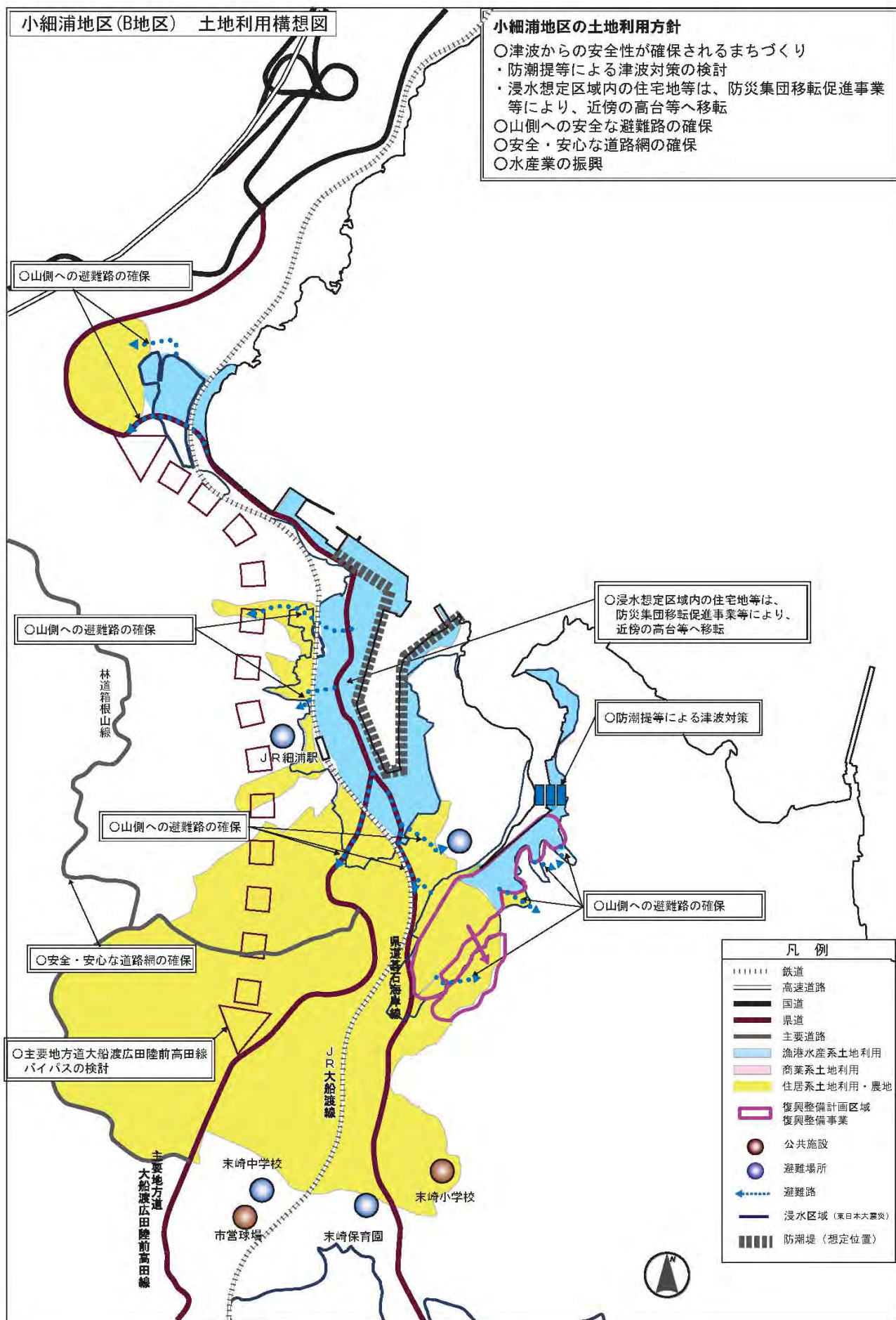
- （注） 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。



小細浦地区(B地区) 土地利用構想図

小細浦地区の土地利用方針

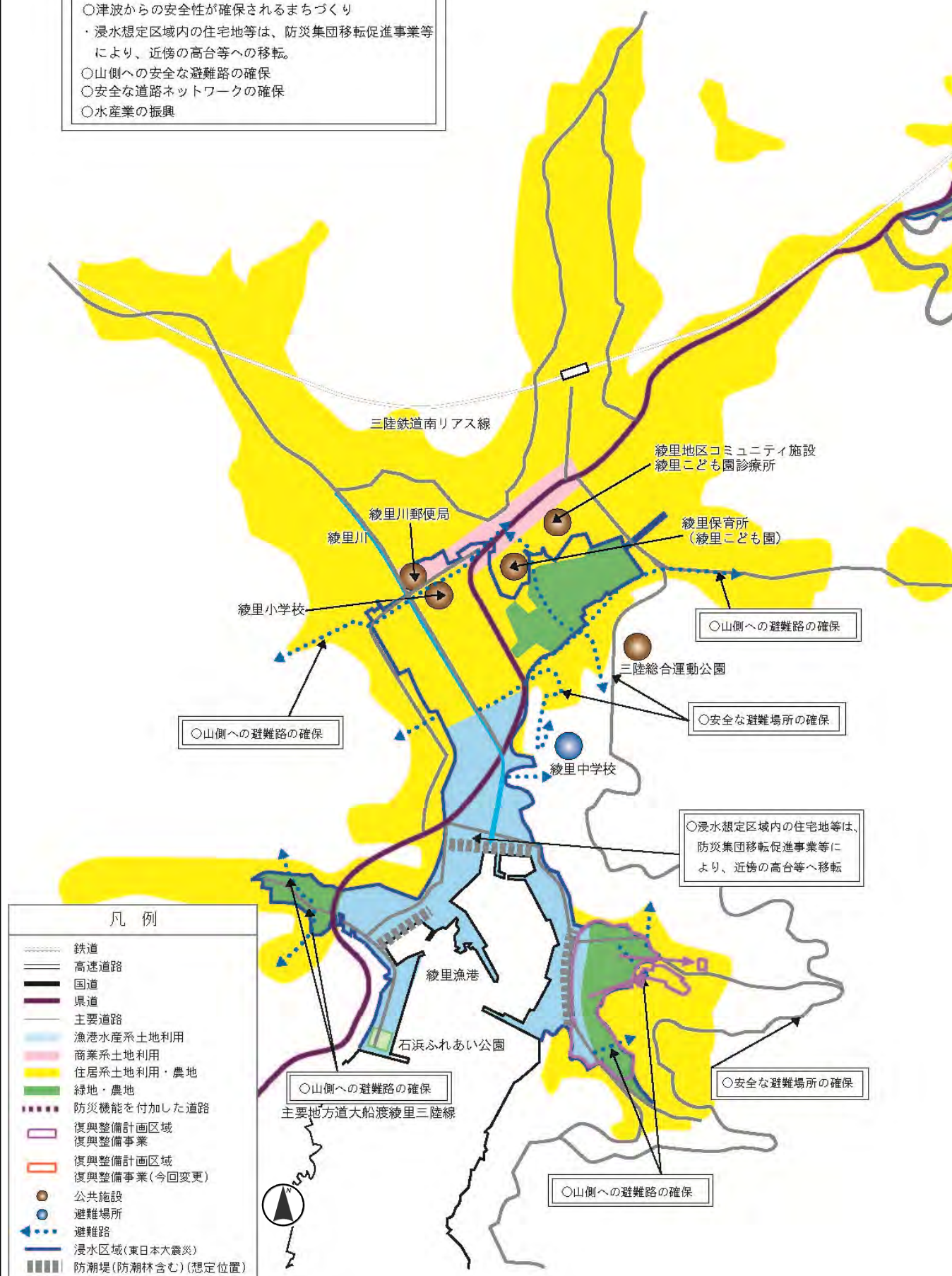
- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・防潮堤等による津波対策の検討
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全・安心な道路網の確保
- 水産業の振興



田浜地区（C地区）土地利用構想図

田浜地区の土地利用方針

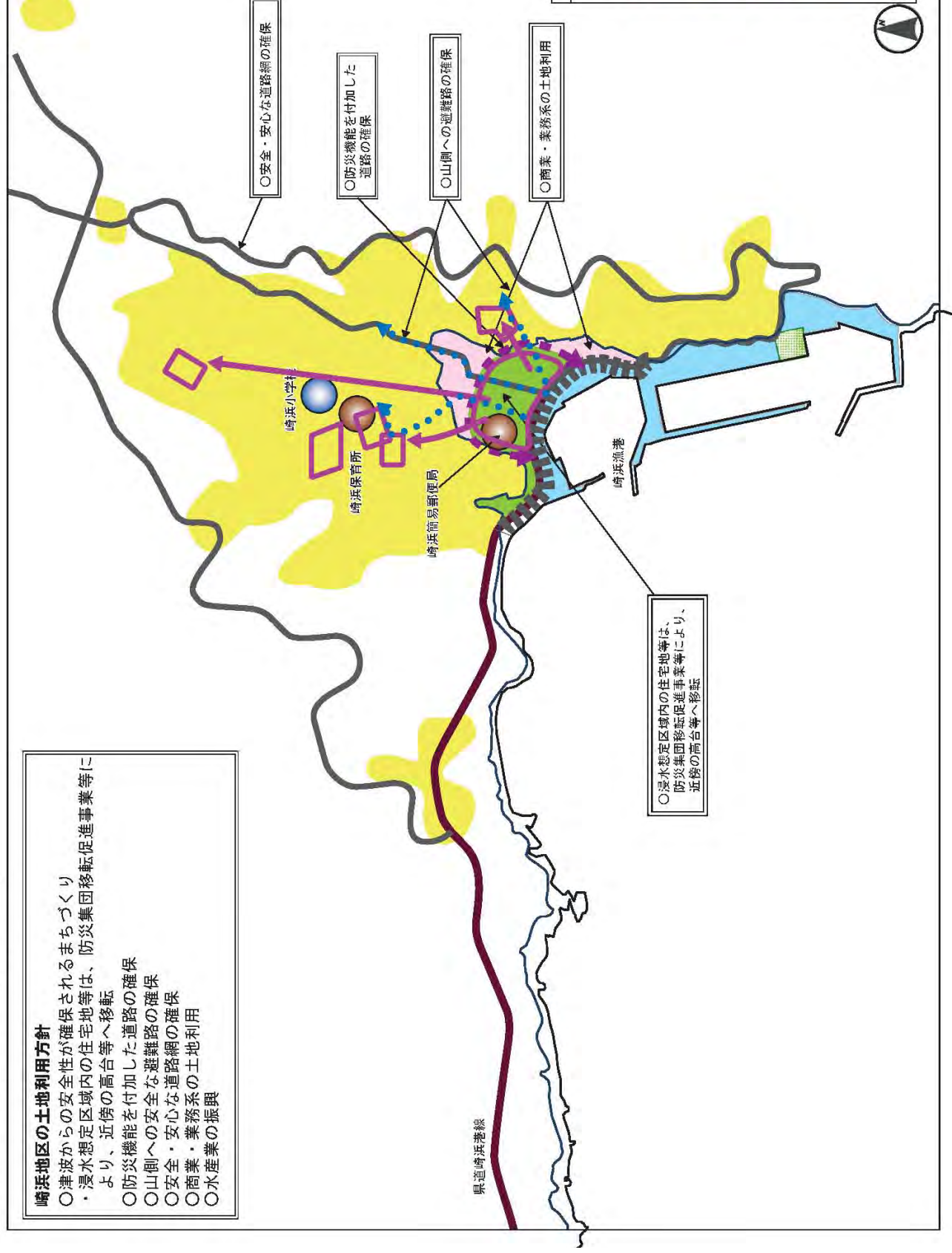
- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等への移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業の振興



崎浜地区(D地区) 土地利用構想図

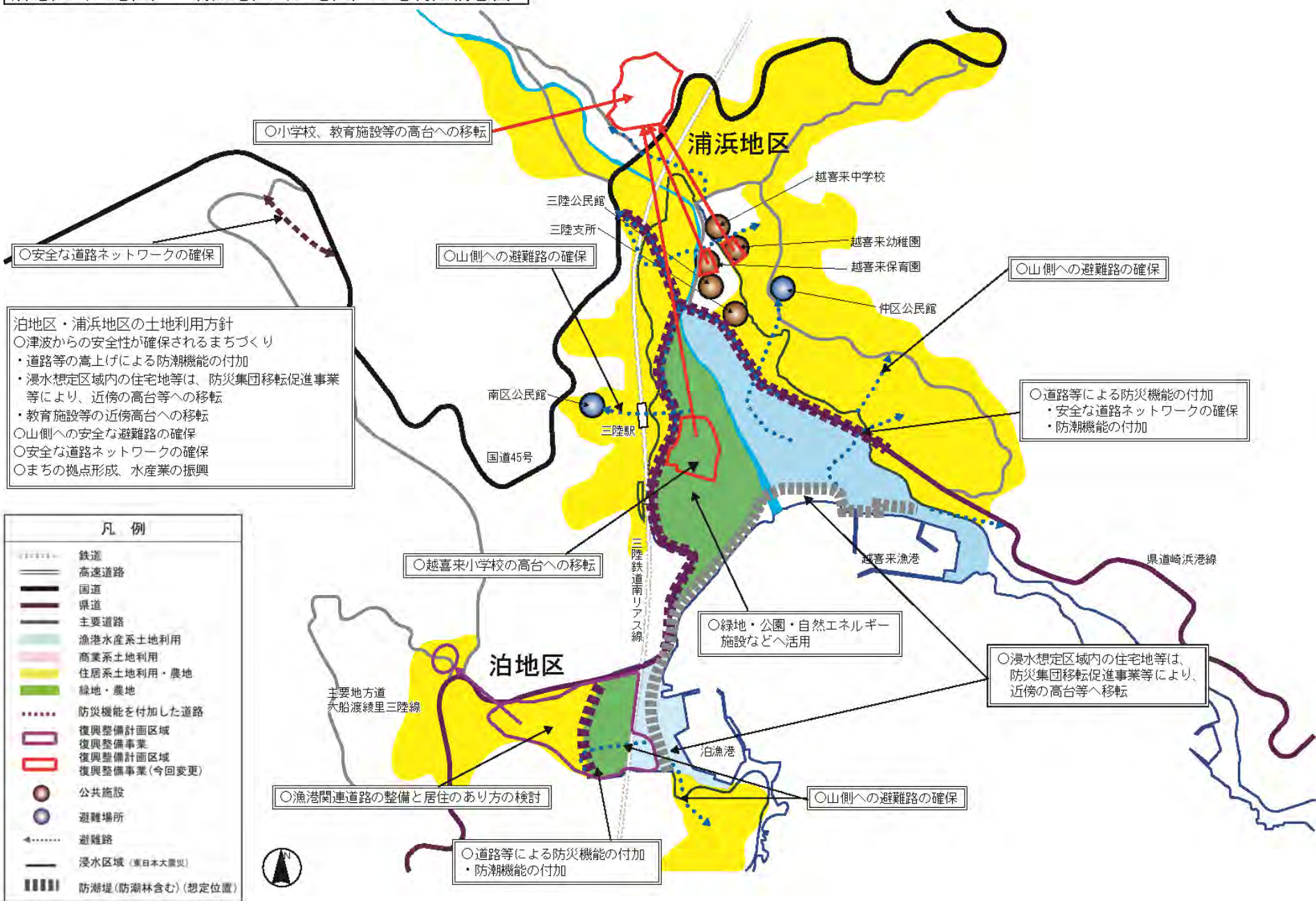
崎浜地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- 防災機能を付加した道路の確保
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全・安心な道路網の確保
- 商業・業務系の土地利用
- 水産業の振興



凡 例	
----	鉄道
=====	高速道路
=====	国道
=====	県道
=====	主要道路
=====	漁港・水産系土地利用
=====	商業・業務系土地利用
=====	住居系土地利用・農地
=====	公園
=====	緑地
=====	防災機能を付加した道路
=====	復興整備計画区域
=====	復興整備事業
=====	公共施設
=====	避難場所
=====	避難
=====	浸水区域（東日本大震災）
=====	防潮堤（想定位置）

泊地区（E地区）、浦浜地区（F地区）土地利用構想図

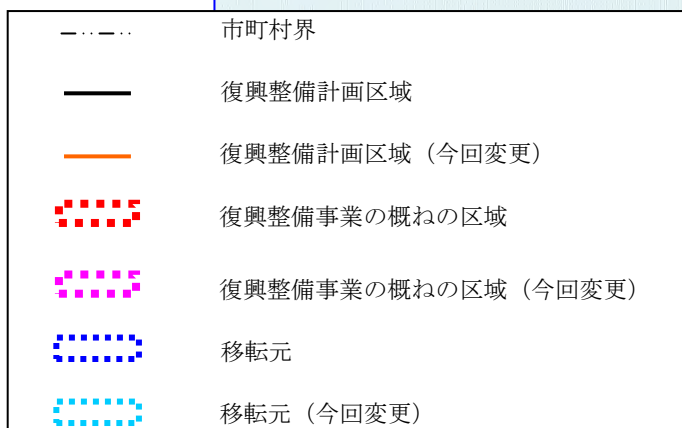
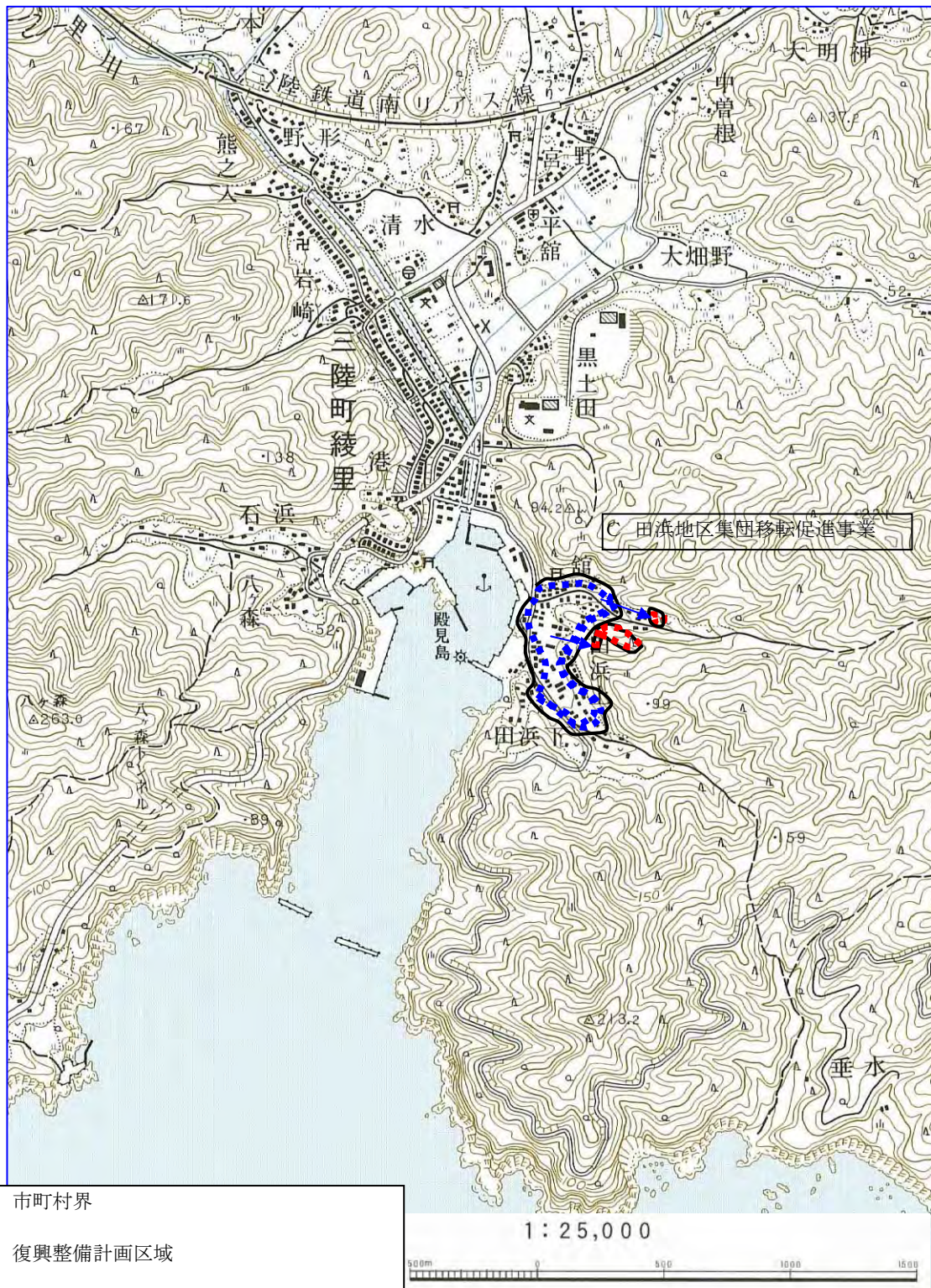


復興整備事業総括図 (門之浜地区、小細浦地区)

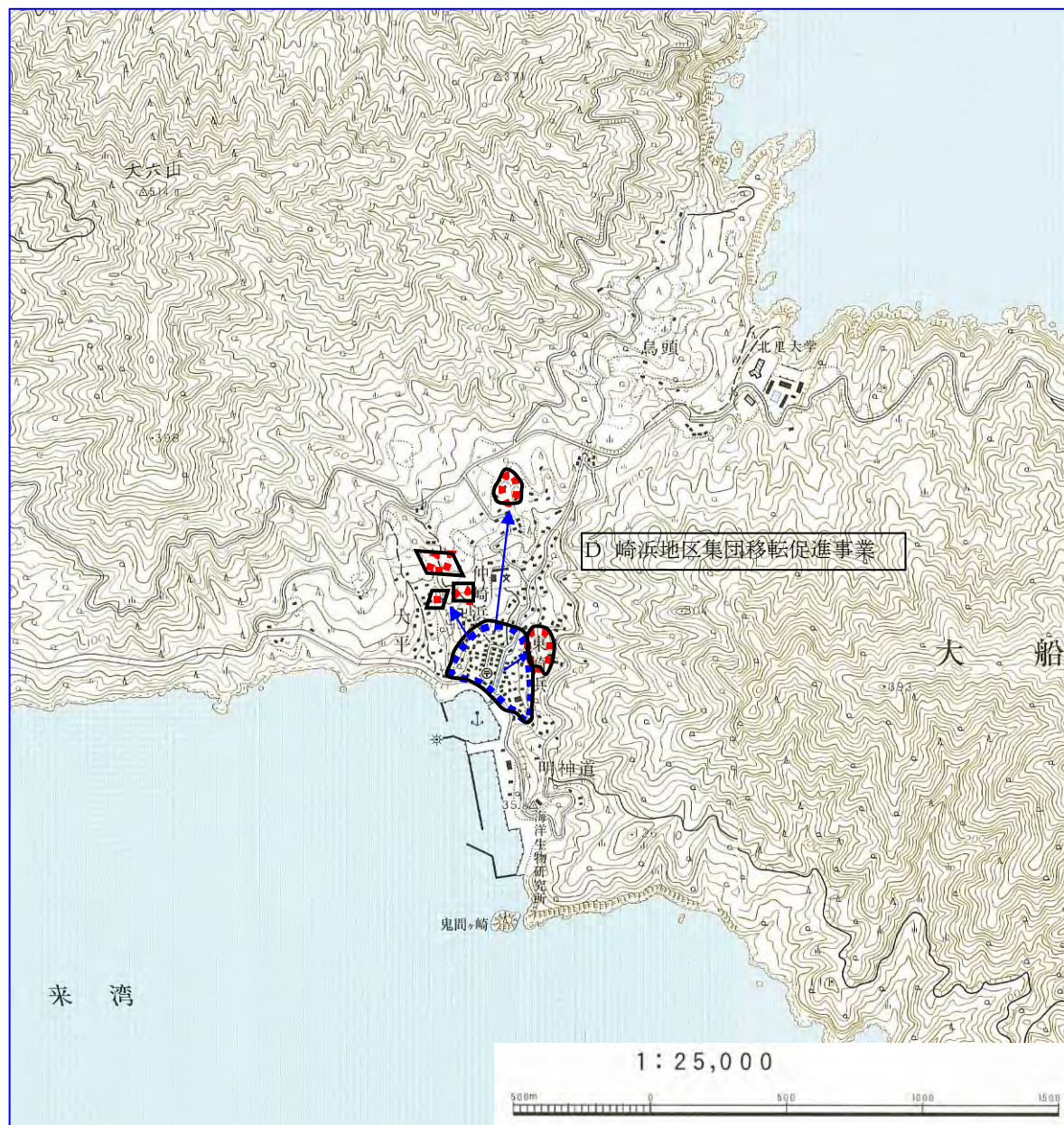


---	市町村界
—	復興整備計画区域
—	復興整備計画区域 (今回変更)
■	復興整備事業の概ねの区域
■	復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
■	移転元
■	移転元 (今回変更)

復興整備事業総括図（田浜地区）



復興整備事業総括図 (崎浜地区)



— · — · —	市町村界
—	復興整備計画区域
—	復興整備計画区域 (今回変更)
■ ■ ■ ■ ■	復興整備事業の概ねの区域
■ ■ ■ ■ ■	復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
■ ■ ■ ■ ■	移転元
■ ■ ■ ■ ■	移転元 (今回変更)

復興整備事業総括図

(泊地区、浦浜地区)



---	市町村界
—	復興整備計画区域
—	復興整備計画区域 (今回変更)
■	復興整備事業の概ねの区域
■	復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
■	移転元
■	移転元 (今回変更)

変更地域別概要

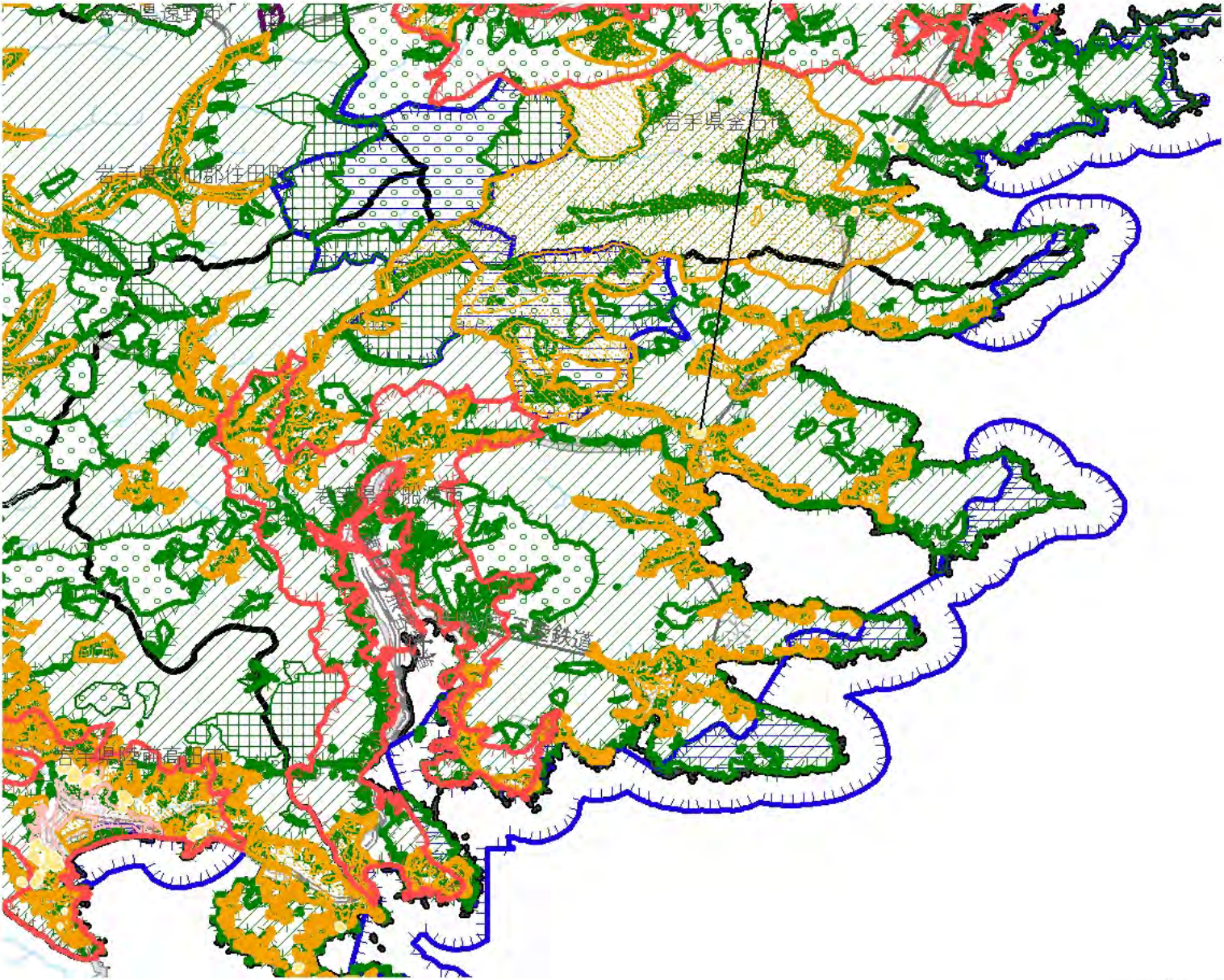
整理 番号	変 更 地域名 (図面番号)	関 係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況（h a）					変更部分の 地目現況（ha）		変更を必要とする理由 （地域設定に伴う土地利用 に関する基本的事項）	関連する 個別規制法 の措置 （予定）	個別 規制法 の調整 状況
			拡大 面積 (ha)	縮小 面積 (ha)	他地域と の重複		細区分の 指定状況		白地地域 の増減	地目	面積			
					名称	面積	名称	面積						
2	大船渡 森林地域 (14-12)	大船渡市 (浦浜地区)		4	農	3			1	森林	4	教育施設等の整備に伴い、 森林でなくなる見込みであり、森林として利用・保全 を図る必要がないため。	大槌・気仙川 地域森林計画 の変更	
合 計				4										

【記載上の注意事項】

- 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 「変更地域名」欄には、変更部分の通称（市町村名）の五地域区名（例：〇〇都市地域）を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載する。
- 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記 4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路（河川等）、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、関連する事業計画等を明らかにしつつ、当該地域の土地利用（開発、整備、保全）の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、新たに複数の地域区分を重複させる場合には、その必要性についても記載する。（例：開発を抑制するために〇〇法の〇〇区域も指定する）
- 「関連する個別規制法の措置（予定）」には、個別規制法に基づく地域・区域（細区分を含む）の指定（変更及び廃止を含む）の予定を記載する。
- 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県（個別規制法担当部局）と当該地方支分部局（個別規制法担当部局）との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局（個別規制法担当部局）と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。（例：〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。）

変更位置図1(基本計画図14-12)

2 大船渡森林地域(縮)(浦浜地区)

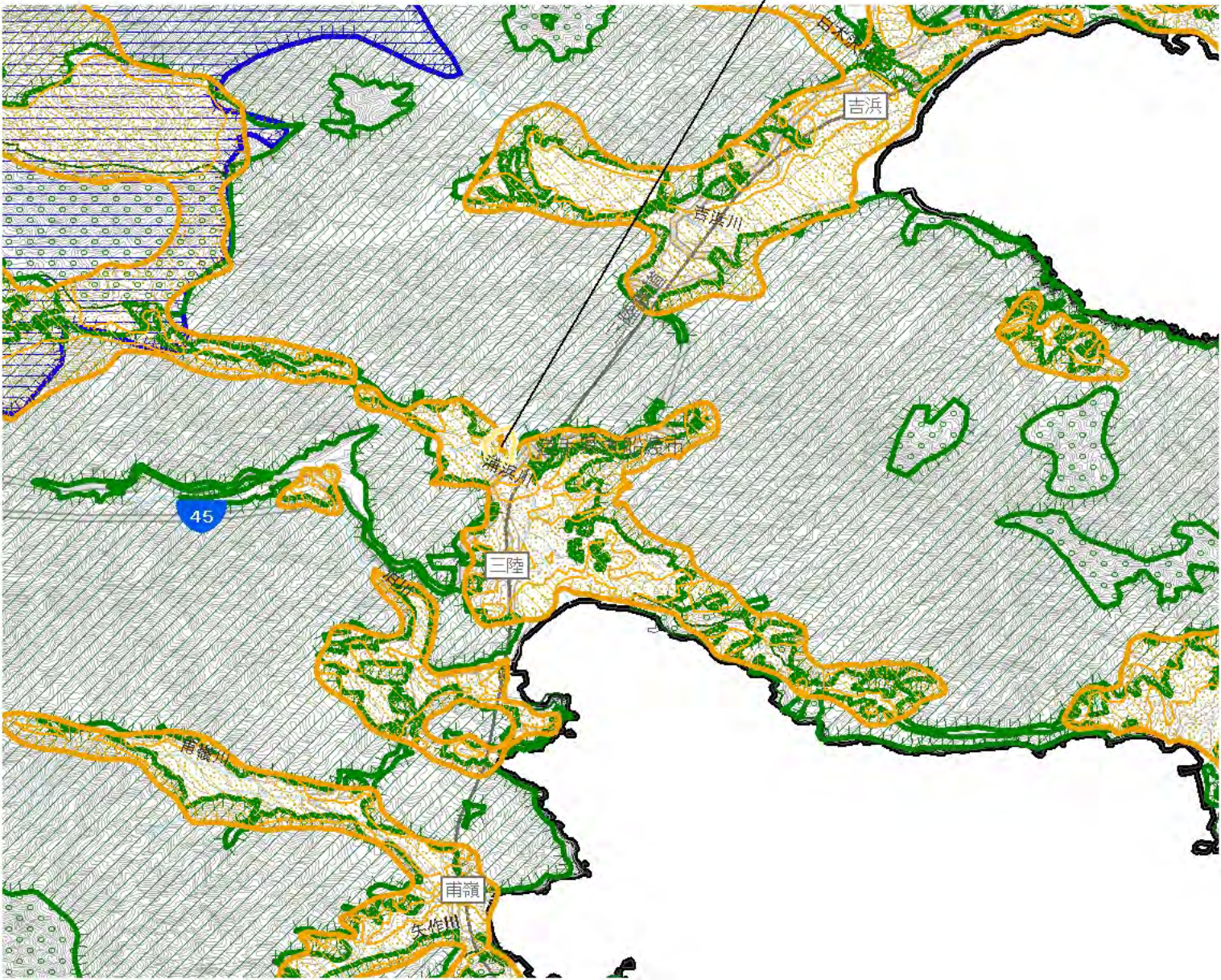


- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区
- 行政区画
- 都道府県界
- 都市・東京都区界
- 町村・指定都市の区界
- 不明
- 空港
- 港湾
- 新幹線
- JR在来線
- その他鉄道
- 高速道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 河川
- 湖沼
- 海岸線
- 岩手県行政界
- 青森県行政界
- 宮城県行政界
- 秋田県行政界
- 山形県行政界

(S=1:200,000)

変更区域図1(基本計画図14-12)

2 大船渡森林地域(縮)(浦浜地区)



(S=1:50,000)

様式第5 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた 地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

大槌・気仙川森林計画区

単位 ha

区 分		変更前森林面積	変更後森林面積	備 考
総 数		<u>1 0 2, 4 3 0</u>	<u>1 0 2, 4 2 6</u>	
市 町 村 別 内 訳	大 船 渡 市	<u>2 4, 6 9 6</u>	<u>2 4, 6 9 2</u>	<u>△ 3. 6 7 ha</u>
	陸 前 高 田 市	<u>1 7, 0 6 2</u>	<u>1 7, 0 6 2</u>	
	住 田 町	<u>2 2, 6 4 8</u>	<u>2 2, 6 4 8</u>	
	釜 石 市	<u>2 9, 2 2 6</u>	<u>2 9, 2 2 6</u>	
	大 槌 町	<u>8, 7 9 8</u>	<u>8, 7 9 8</u>	

注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

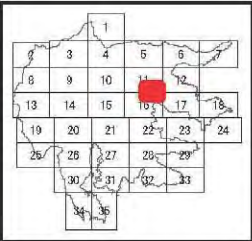
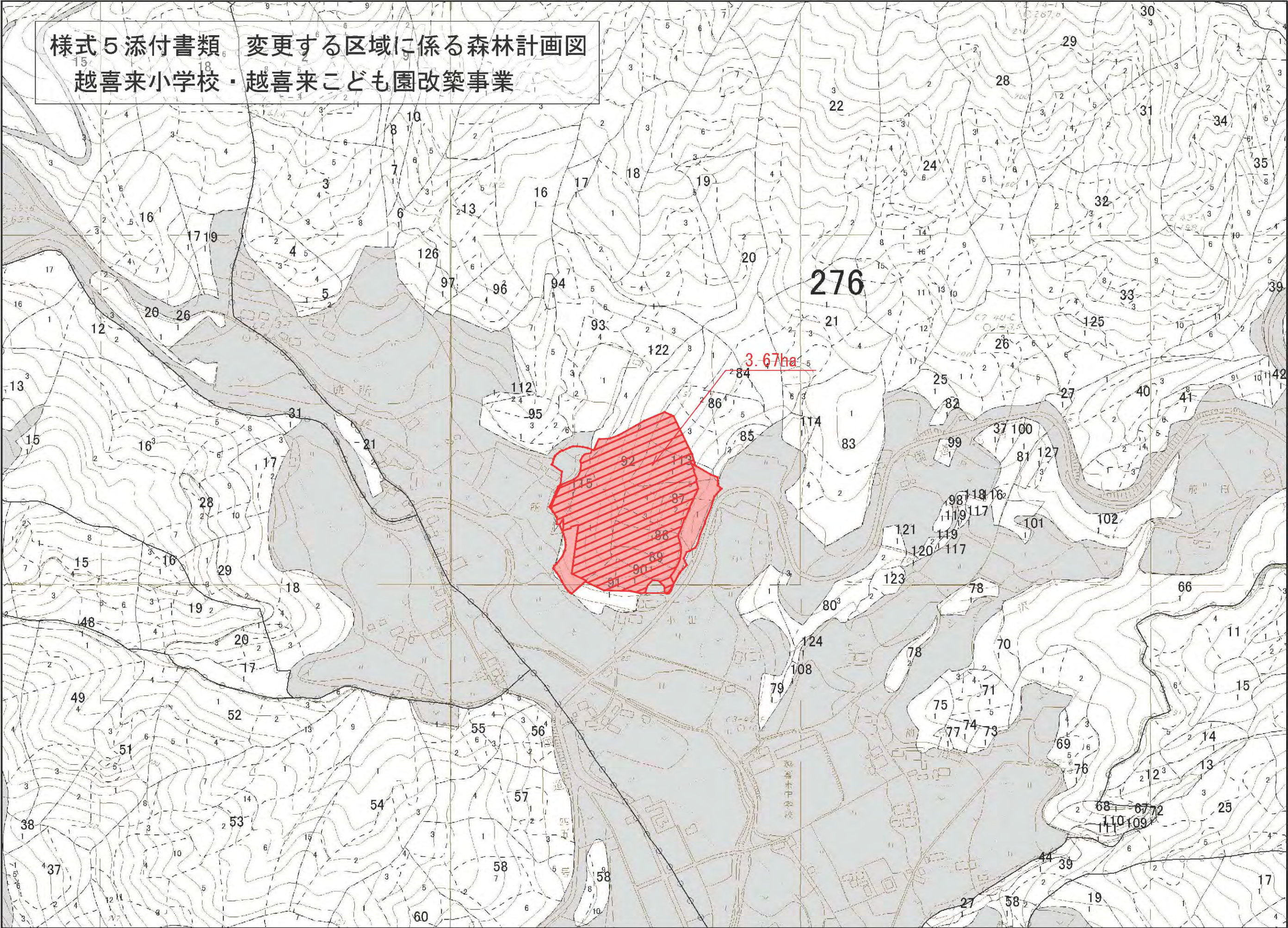
注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

添付書類

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」
（平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知）の附録第6号により作成
した変更する区域に係る森林計画図。

森 林 計 画 図

様式5 添付書類 変更する区域に係る森林計画図
越喜来小学校・越喜来こども園改築事業



凡 例	
	事業区域
	森林区域
	地域森林計画の 対象外とする 区域



「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

様式第5－2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた 地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
大船渡市	三陸町 越喜来	小出	24番4	名称：越喜来小学校・越喜来こども園改築事業 種類：都市施設の整備に関する事業	3.67	事業区域4.45ha うち対象森林4.23ha 開発行為3.67ha 残置森林0.56ha ※面積はGIS計測値

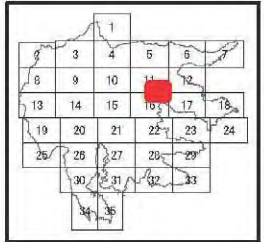
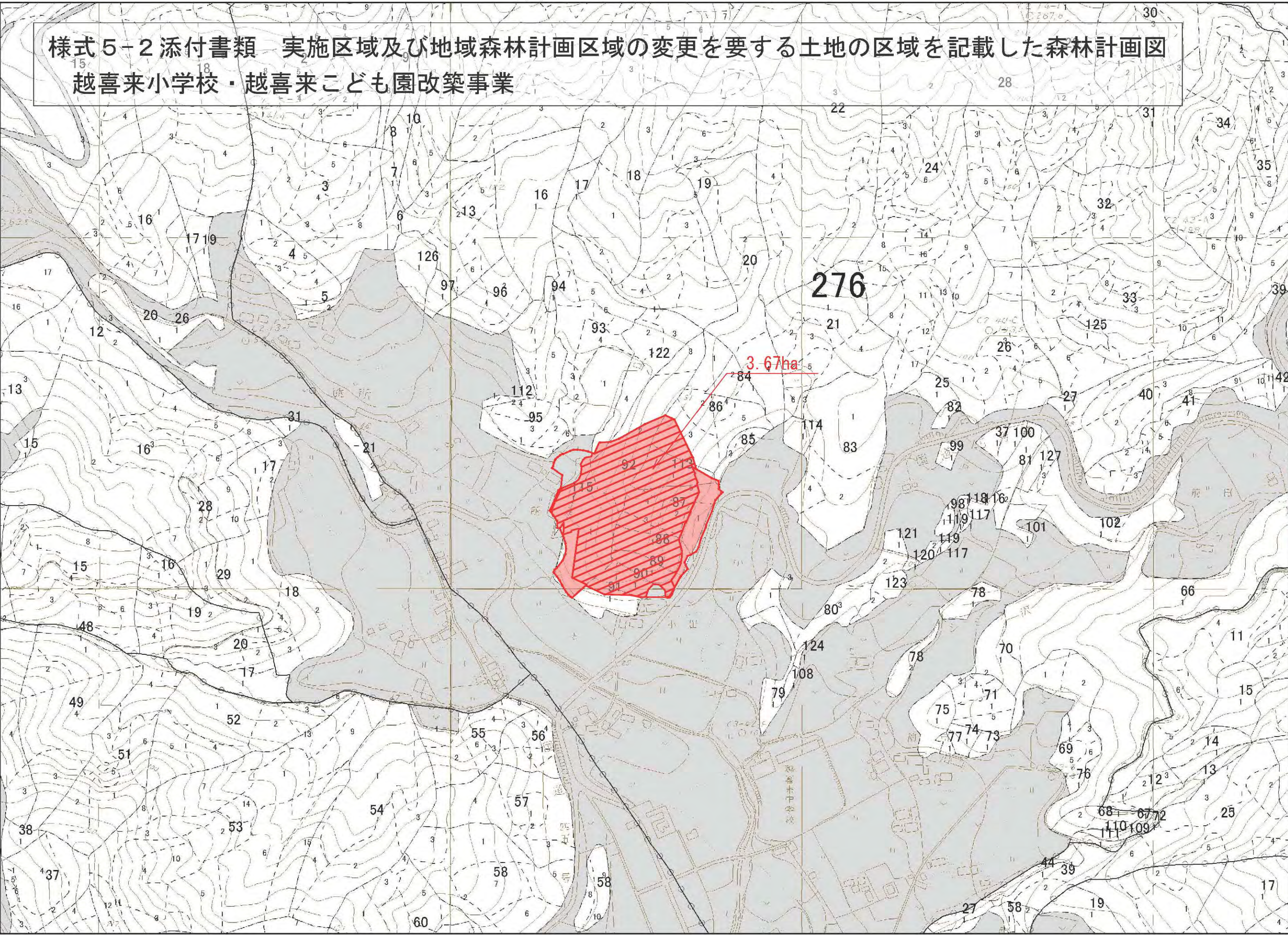
- 注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。
- 注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。
- 注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。
- 注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
- 注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 復興整備事業に関する事項が記載された書面

森 林 計 画 図

様式 5-2 添付書類 実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
越喜来小学校・越喜来こども園改築事業

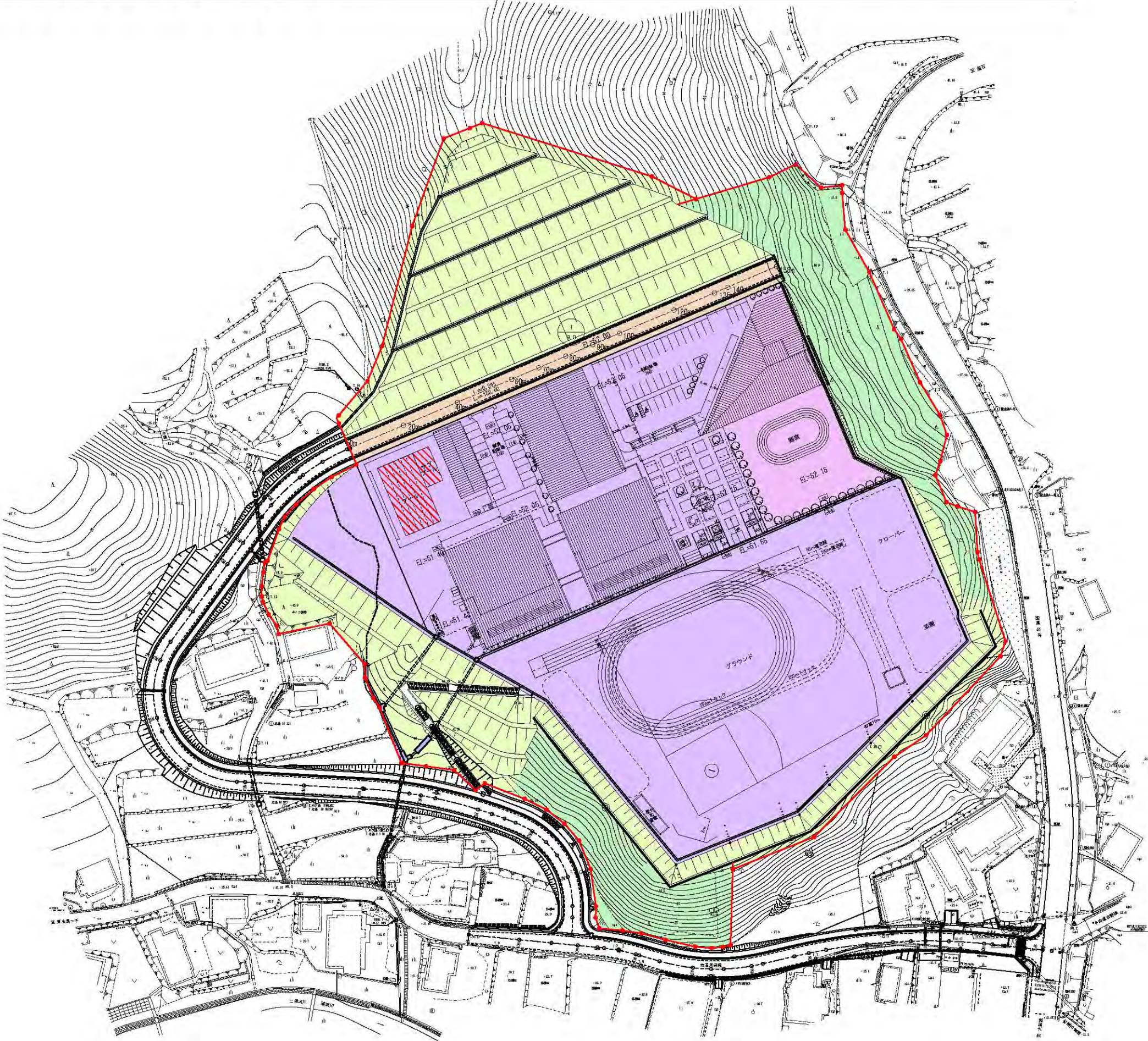


凡 例	
	事業区域
	森林区域
	地域森林計画の対象外とする区域

0 100 200 300 400 500 メートル

・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

様式 5-2 添付書類 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面
越喜来小学校・越喜来こども園改築事業



凡 例	
記 号	名 称
—	学校移転敷地境界
	計画法面
	現況法面

土 地 利 用 表			
種 別	名 称	面 積	備 考
	敷地内道路	0.13ha	W=9.0m
	階段（歩道専用）	0.02ha	
	残地森林・荒地	0.56ha	
	法面	1.24ha	
	水路	0.07ha	
	小 計	2.02ha	
	小学校施設用地	2.18ha	
	こども園施設用地	0.25ha	
	小 計	2.43ha	
	学校移転敷地事業面積合計	4.45ha	

大 船 渡 市	
越 喜 来 小 学 校	三陸町越喜来字小出
全 校ノ中 其	施設、工作物位置図
平成	年度
越喜来小学校移転敷地 工 事	
縮 尺	1:500

添付書類 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

越喜来小学校・越喜来こども園改築事業の概要

1 計画規模

(1) 造成計画

事業面積 4.45ha

(2) 建物計画

校舎棟 3,423 m²

屋内運動場 1,128 m²

こども園 630 m²

その他（プール、グラウンド、園庭、屋外便所等）

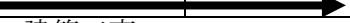
2 所在地

大船渡市三陸町越喜来字小出地内

3 事業期間

平成 24 年度から平成 27 年度まで

4 事業スケジュール

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
調査・測量・設計				
用地取得				
法定手続き・許認可	 開発行為	 埋蔵文化財		
工事		 造成工事	 建築工事	